

いちご一会とちぎ国体冬季大会報告書（電子版）作成業務委託 仕様書

1 業務委託名

いちご一会とちぎ国体冬季大会報告書（電子版）作成業務

2 事業の目的

令和4年1月に栃木県で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」冬季大会（以下、「冬季大会」という。）の競技会の様子や記録等を取りまとめた報告書を作成し、多くの方々へ冬季大会の感動を伝えるとともに、電子版として作成することで紙使用量を削減し、環境に配慮した両大会の実現を図る。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和4(2022)年3月18日（金）まで

4 報告書仕様

(1) 形態 スマートフォン対応電子ブック

(2) サイズ A4版

(3) ページ数

総134ページ（表紙・裏表紙4ページ、目次含む本文130ページ）

※校正により若干の増減がある場合がある。

ア 写真カラー4色100点程度28ページ

※使用する写真は、下記5で撮影された記録写真の中から委託者が指示する。

イ 図版等カラー4色（参加章、愛称ロゴ、スローガン）3点1ページ

ウ 黒1色102ページ

報告資料（競技会場図面、競技会成績一覧、大会役員等）

(4) 内容

別紙1「いちご一会とちぎ国体冬季大会報告書（電子版）の内容」のとおり。

受託者は、ページ割り、紙面構成、デザインについて検討し、委託者と協議したうえで冬季大会報告書（電子版）を作成する。

5 記録写真の内容・枚数等

(1) 式典会場及び競技会場に設置される看板、歓迎のぼり旗や仮設物、駅装飾、歓迎おもてなし所の様子、感染症対策の実施状況

(2) 式典会場（開始式・表彰式）の会場設営状況、会場内外の様子、主催者・来賓・参加者等出席者、係員の配置

(3) 競技会場（4会場）の会場設営状況、会場内外の様子

(4) 各競技の試合・演技の様子。ただし、栃木県選手及び栃木県代表チームが出場する試合は必ず撮影すること。

(5) 各競技の表彰式の様子。ただし、栃木県代表選手及び栃木県代表チームが入賞した場

合、表彰の様子もおさえること。

- (6) 納品する写真の枚数は、式典（開始式・表彰式）については次第の項目ごとに撮影し、式典ごとに70枚以上とする。各競技については、下記の競技の種別ごとに撮影し、競技ごとに70枚以上とする（カーリングのみ30枚以上。）撮影日、式典、競技、会場ごとにフォルダ分けし、撮影したすべての写真を納品すること。

ア スケート競技（フィギュア） 種別：成年男子・成年女子・少年男子・少年女子
イ スケート競技（ショートトラック）種別：成年男子・成年女子・少年男子・少年女子
ウ アイスホッケー競技 種別：成年男子・少年男子
エ カーリング（デモンストレーションスポーツ）

※撮影期間は、令和4年1月15日（土）から1月30日（日）、令和4年2月27日（日）。

※別紙2「日程・会場一覧表」を参照。

- (7) 記録写真はJPEG形式のデータで名称等をつけて整理し、DVD-R等の記録媒体に保存したうえで、令和4年3月4日（金）までに納入すること。
(8) 写真のJPEGデータはL判サイズで3MB程度とする。

6 校正

- (1) 校正回数は制限なしとする。
(2) 校正を受ける際に提出する形式は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指示するものとするが、基本はデータ（PDF）で提出すること。また、関係機関と確認を行うため、データを分割する等、メールで容易にやり取りできる容量（3MB程度）かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータで提出すること。

7 納品

- (1) データ
いちご一会とちぎ国体冬季大会報告書ホームページ掲載用データをDVD-R等に格納し提出すること。なお、競技記録写真等は会期中に別途ホームページで使用するため、業務期間中であっても、実行委員会の指示に従いデータを納品すること。
(2) 業務完了後の提出書類
受託者は、本業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

8 納入期限

令和4年3月11日（金）

9 作成・納品スケジュール（予定）

令和4年1月15日～30日、2月27日	開・閉会式、表彰式、競技会等の撮影
1月31日～3月10日	画像の選定、原稿作成及び校正作業
3月11日	納品

10 著作権の取扱い

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の一切の権利は、栃木県または実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 記録写真は、冬季大会報告書のほかに、栃木県または実行委員会が管理する媒体（ホームページ、広報誌、本大会報告書等）及び日光市が発行する報告書や機関誌等で使用できることとする。また、この使用について、著作権等に基づく使用料等の請求は行わないものとする。
- (3) 受託者は成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (4) 成果品に関して、提案者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合すべて提案者の責任において処理する。

11 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 再委託の禁止
受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 個人情報の取り扱い
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

12 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の解除ができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

13 大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 冬季大会が中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託等の取扱い、実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 実行委員会が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は県実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを実行委員会の指定する日時までに提出すること。

14 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、事務局に履行期間の延長変更を請求することができる。

15 その他

- (1) 本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 実行委員会解散後は、契約に基づく実行委員会の当該成果品に関する権利は、栃木県に継承されるものとする。
- (4) 本業務の写真撮影者（カメラマン）は、スポーツ大会の撮影の実績がある者とし、撮影対象が遠い場合があるため、デジタル一眼レフカメラ（望遠レンズの交換可能なもの）で撮影すること。
- (5) 受託カメラマンは大会期間中、「報道員に準じる者」として取り扱うため、業務従事者はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会報道委員会が決定する取材協定を遵守するとともに、大会指定の報道員用ビブス、貴社腕章を必ず着用すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」及び「いちご一会とちぎ国体冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 開始式・表彰式 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を遵守すること。
- (7) 栃木県選手及びチームが出場する試合等の情報は、令和4年1月上旬から大会前日までに行われる抽選会後に、委託者が受託者に通知する。
- (8) 競技等の日程は、天候や競技の進行状況により変更する場合があります、その場合は委託者が受託者に速やかに通知する。